

平成20年1月30日

財 務 省

経 済 産 業 省

韓国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税 に関するWTO勧告を実施するための調査を開始します

我が国が韓国ハイニックス社製DRAMに対して賦課している相殺関税に関して、WTOより是正勧告が出されたことから、財務省と経済産業省は合同で当該是正勧告を実施するための調査を開始します。調査に至る経緯は以下の通りです。

1. 我が国は、ハイニックス社に対して韓国の民間金融機関等が行った金融支援措置（2001年、2002年の2回）は、実質的な韓国政府による補助金であり、ハイニックス社に対し不当に利益をもたらし、我が国の産業に損害を与えていると認定し、2006年1月27日にハイニックス社製DRAMに対し相殺関税措置（27.2%）を賦課しています。

（注）相殺関税とは、補助金付き輸入貨物が同種の貨物を生産する国内産業に損害を与えている場合に、補助金の効果を相殺するために当該貨物に課する割増関税です。

2. 韓国政府は、我が国の相殺関税措置はWTO協定違反であるとWTOに申し立てを行いました。WTOは、昨年12月17日、民間金融機関に対する韓国政府の委託・指示があったこと等は認めたものの、金融支援措置によってハイニックス社が利益を得たとの認定について説明が十分ではない等と指摘し、WTO協定に整合的ではない部分の是正を求める勧告を採択しました。
3. 我が国は、本年1月15日にWTOに対し是正勧告を実施する意思を通報し、当該是正勧告を実施するために、本日（1月30日）より関税定率法に基づく調査を開始することを決定しました。（本日付官報告示）。

（参考）原則として1年以内に調査を終了します。ただし、是正のために認められる期間は今後WTOの手続に従い決定されることから、決定される是正のための期間によっては調査期間を短縮する可能性があります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

○貿易経済協力局 特殊関税等調査室

担 当： 金野、橘

電 話： 03-3501-3462（直通）

○通商政策局 通商機構部

担 当： 木村、坪原

電 話： 03-3580-6596（直通）

○商務情報政策局 情報通信機器課

担 当： 月舘、川崎

電 話： 03-3501-6944（直通）